

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(8)—

坂 柳 明

1. はじめに—2009年の監査基準の改訂前において「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が財務諸表の注記に示される余地がなくても「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定する余地はあるか

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

例えば、その会社が債務超過である場合、あるいは資金調達が困難である場合のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に直面した監査人が、どのような対応をとるのかについて、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提1」では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」（傍線筆者）と規定されている。この規定に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で、坂柳（2016）では、企業会計審議会（2009）、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確

実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」¹⁾を指している、という解釈²⁾のもとで、次の問題が考察された。

それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題であった。この問題について、坂柳（2016, 128-129）では、次のことが指摘された。それは、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」があっても、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されないことが想定される結果として、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、そのような経営者による「経営上の対応」があっ

1) ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、日本公認会計士協会（2011a）の「付録2：用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」（傍線筆者）に見られる「企業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。

2) 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1)：日本公認会計士協会（2011b）の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2)：同A13項の「事象又は状況の発生が将来になるほど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。

ても、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されないことが想定されている旨に加えて、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される余地がある、ということである。

このこととの関係で、次の疑問が生じる。それは、2009年の監査基準の改訂前において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、前段落で述べた意味で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される場合に限って想定する意味があるのか、という疑問である。

この疑問を踏まえて、本稿では、次の問題を考察する。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される余地がなくても、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定する余地があるのか、という問題である。

もし、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される余地がなくても、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定する余地があるならば、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、2009年の監査基準の改訂後において想定することができるだけでなく、2009年の監査基準の改訂前においても想定することができたことになる。そうであれば、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、それが2009年の監査基準の改訂後において想定されていることを理由に、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって考慮されるだけでなく、2009年の監査基準の改訂前においても想定することができた、ということも考慮された上で、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、取り入れられる余地が出てくる。このように、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を、2009年の監

査基準の改訂後において想定することができるだけでなく、2009年の監査基準の改訂の改訂前においても想定することができた、という意味で、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たっての基盤となり得る、普遍的な概念として捉えることができるかどうかを確かめるために、上記の問題が考察される必要がある。

その問題を考察するに当たって、本稿では、(1)：財務諸表の注記において、及び監査報告書上の「追記情報」として、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地があるかどうか、という問題と、(2)：上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を、概念として想定する意味があるかどうか、という問題を区別した上で、第2節では、岐セン株式会社の2003年連結財務諸表の注記、山水電気株式会社の2002年及び2003年個別財務諸表の注記、フレバー・ネットワークス株式会社の2005年個別財務諸表の注記に、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地はなくても、これらの会社の財務諸表の注記において、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が特定されることを示す。また、第3節では、第2節の考察を踏まえて、次の考えが示唆されることを指摘する。それは、一般に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容が、財務諸表の注記に示されていれば、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、その財務諸表の注記に示される余地はなく、その財務諸表の注記が参照される監査報告書上の「情報提供」としても、示される余地はない、という考えである。

他方、第4節では、第2節及び第3節の考案を踏まえて、財務諸表の注記に示されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提

に関する重要な不確実性」が、2009年の監査基準の改訂前の開示制度及び監査制度において考慮されていたのか、という問題を踏まえて、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を示すために、2009年の監査基準の改訂前の開示制度及び監査制度を評価する。そして、最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に及び監査報告書上の「追記情報」として示される余地

(1) 岐セン株式会社の2003年連結財務諸表の注記及び監査報告書の分析

まず、岐セン株式会社（以下、「岐セン」とする）の2003年連結財務諸表の注記（継続企業の前提に関する注記）を見てみよう（[事例2-1]³⁾。この[事例2-1]に見られるような、「十分な資金調達難しい」状況において、(1): 「将来に発生する事象」と捉えられるところの、「十分な資金調達ができない」という事象が、「当社グループ」の事業の継続に影響を与えることが想定され、(2): そのような「十分な資金調達ができない」という事象の発生可能性が一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、次のことが言える。

それは、[事例2-1]においては、「十分な資金調達ができない」という「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」が、「将来に発生する可能性が一定程度以上ある」状況によって、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況が存在することが想定されている、ということである。このことは、2009年の監査基準の改訂後に公表された財務諸表の注記ではなく、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記である[事例2-1]において、そこに見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」い

3) 本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより入手した。また、本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

る状況に、「十分な資金調達が難しい」状況，という形で特定される，「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が含まれることを意味する。

[事例 2-1] 一岐センの2003年連結財務諸表の注記

「当社グループは，業界の構造的な低迷から長期間に亘り減収が続き，平成13年3月期連結会計年度から3期継続して，営業損失，当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローとなり十分な資金調達が難しい状況にある。当該状況により，継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

連結財務諸表提出会社である当社は，当該状況を解消すべく，工場の集約統合効果による120,000千円の経費削減に加え，更なる賃金カットにより労務費を10%削減する等収益構造改善のための抜本的な経営計画を策定し取り組んでおり，この計画は着実に達成しつつあって今後も十分達成可能である。また，財務面においては，工場の集約統合に伴う遊休土地の売却資金を有利子負債等の返済に充て，新たな資金調達については，主要得意先に支援を要請して金融機関からの借入を計画している。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており，上記のような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

他方，[事例 2-1] においては，「十分な資金調達が難しい」状況がある旨の記述の代わりに，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が，示される余地があるのか，という問題が生じるが，この問題について，「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が，「十分な資金調達が難しい」状況，という形で，[事例 2-1] に示されているのであれば，改めて，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が，[事例 2-1] に記載される必要はない。その意味で，「十分な資金調達が難しい」状況がある旨の記述の代わりに，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が，[事例 2-1] に示される

余地はなく、[事例2-1]には、[事例2-1]に見られるような、「十分な資金調達が難しい状況にある」という記述が、示されればよいことになる。そうであれば、岐センの2003年連結財務諸表についての監査報告書（[事例2-2]）上の「追記情報」としても、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地はなく、[事例2-2]には、[事例2-2]に見られるように、「十分な資金調達が難しい状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している」という形で、「十分な資金調達が難しい」状況が示されればよいことになる。

[事例2-2]—岐センの2003年監査報告書

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岐セン株式会社及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記のとおり、岐セン株式会社及び連結子会社は業界の構造的な低迷から長期間に亘り減収が続き、平成13年3月期連結会計年度から3期継続して、営業損失、当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローとなり十分な資金調達が難しい状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」（傍線筆者）

(2) 山水電気株式会社の2002年及び2003年個別財務諸表の注記及び監査報告書の分析

次に、山水電気株式会社（以下、「山水電気」とする）の2003年個別財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況）を見てみよう（[事例2-3]）。この[事例2-3]においては、「継続企業の前提に関する

重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる状況として、「当社」が「当事業年度を含め、継続的に営業損失を計上して」いる状況が示されているが、この状況には、「将来に発生する特定の事象が示されていない」ので、この状況は、何かの「特定の事象が将来に発生すること」が想定されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」ではない。従って、[事例2-3]に見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況には、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、含まれないことになる。

[事例2-3]—山水電気の2003年個別財務諸表の注記

「当社は当事業年度を含め、継続的に営業損失を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりますが、当社は、グランデ・グループの支援のもとで経営構造改革に取り組んでおります。前事業年度末の債務超過は、同グループによる第三者割当増資の引受により解消し、当事業年度末においては1,889,720千円の純資産に回復いたしました。この経営構造改革は、引き続きグランデ・グループの支援のもと、売上の増大ならびにコストの削減等により、営業収支の改善に努めてまいります。同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

そうすると、[事例2-3]においては、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈できる状況はあるのか、という問題が生じるが、この問題について、[事例2-3]中の、「同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」(傍線筆者)という記述に注目してみよう。この記述中の「同グループ」は、[事例2-3]の内容より、「グランデ・グループ」

を指している、と推察されるが、この記述に見られる「同グループの支援の継続如何」という記述を踏まえると、[事例2-3]において、「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす」ところの「将来に発生する特定の事象」として、特に「同グループ」、即ち、「グランデ・グループ」の「支援が継続しない」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、次のことが言える。それは、2009年の監査基準の改訂後に公表された財務諸表の注記ではなく、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記である [事例2-3]において、そこに見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況に含まれないところの、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある、ということである。

このことを踏まえると、[事例2-3]においては、「同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」という記述の代わりに、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、示される余地があるのか、という問題が次に生じるが、この問題について、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で、[事例2-3]に示されているのであれば、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-3]に記載される必要はない。その意味で、「同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」という記述の代わりに、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-3]に示される余地はなく、[事例2-3]には、[事例2-3]に見られる

ような、「同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」という記述が、示されればよいことになる。

次に、山水電気の2003年個別財務諸表についての監査報告書を見てみよう（〔事例2-4〕）。この〔事例2-4〕においては、「追記情報」として、〔事例2-3〕に見られるような、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況は示されておらず、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」との関係では、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述が、示されているだけである。この「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」（傍線筆者）という記述については、まず、そこでの「経営計画等」の「等」に、〔事例2-3〕に見られるような、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が含まれている、と解釈することができる。

〔事例2-4〕—山水電気の2003年監査報告書

「私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山水電気株式会社の平成15年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は継続的に営業損失が発生している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。」（傍線筆者）

ここで、次の問題が生じる。それは、〔事例2-4〕に見られる「当該状況に

対する経営計画等は当該注記に記載されている」(傍線筆者)という記述の中の、「経営計画等」の「等」に、[事例2-3]に見られるような、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が含まれている、と解釈する以外に、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が、[事例2-4]上の「追記情報」として、示される余地はあるのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、山水電気の2002年個別財務諸表の注記(注記事項(貸借対照表関係)の「5 追加情報:(2) 今後の当社経営改善に係る計画及び見通し」)を見てみよう([事例2-5])⁴⁾。この[事例2-5]においては、「当社」が、(1):「グランデ・グループの支援のもとで経営構造改革に取り組んで」(傍線筆者)いる旨、及び(2):「事業年度末において218,980千円の債務超過に」なったが、「平成15年2月同グループによる1,001,000千円の第三者割当増資の結果、債務超過は解消して」いる旨が示されている。この(1)~(2)のうち、(1)に見られる「グランデ・グループの支援」との関係で、[事例2-5]には、「同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」という記述が見られる。

4) (1): 山水電気の2002年個別財務諸表の「追加情報」については、関係する「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を参照すると、以下に示す「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の第8条の5 (①)が適用され、(2): 次節で示す岐センの2002年連結財務諸表の「追加情報」については、関係する「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」を参照すると、以下に示す「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の第15条 (②)が適用されている、と解釈できる。

①: 「この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」

②: 「この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」

〔事例2-5〕—山水電気の2002年個別財務諸表の注記—5 追加情報：(2) 今後の
当社経営改善に係る計画及び見通し

「当社は、グランデ・グループの支援のもとで経営構造改革に取り組んでおります。事業年度末において218,980千円の債務超過になりましたが、平成15年2月同グループによる1,001,000千円の第三者割当増資の結果、債務超過は解消しております。当社の経営構造改革は、引き続きグランデ・グループの支援を受けて推進いたします。同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。」(傍線筆者)

この〔事例2-5〕においても、〔事例2-3〕と同様に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈できる状況はあるのか、という問題が生じるが、この問題について、〔事例2-5〕中の、「同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」(傍線筆者)という記述に注目してみよう。この記述中の「同グループ」は、〔事例2-5〕の内容より、「グランデ・グループ」を指している、と推察されるが、この記述に見られる「同グループの支援の継続如何」という記述を踏まえると、〔事例2-5〕において、「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす」ところの「将来に発生する特定の事象」として、特に「同グループ」、即ち、「グランデ・グループ」の「支援が継続しない」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、次のことが言える。それは、2009年の監査基準の改訂後に公表された財務諸表の注記ではなく、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記である〔事例2-5〕において、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある、ということである。

しかし、このような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指してい

る内容が、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で、[事例2-5]に示されているのであれば、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-5]に記載される必要はない。その意味で、「同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」という記述の代わりに、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-5]に示される余地はなく、[事例2-5]には、[事例2-5]に見られるような、「同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」という記述が、示されればよいことになる。この「同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」という記述は、[事例2-3]にも見られる。

他方、山水電気の2002年個別財務諸表についての監査報告書では、次のように記されている（[事例2-6]）⁵⁾。この[事例2-6]においては、「特記事項」

5) 本文で示した[事例2-6]には、「特記事項」が付されている。「特記事項」については、以下に示す1991年改訂監査基準の「第三 報告基準 四」(1)、及び1991年改訂監査報告準則の「五 特記事項」(2)に、それぞれ次のように記されている。

(1):「監査人は、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため特に必要と認められる重要な事項を監査報告書に記載するものとする。」

(2):「重要な偶発事象、後発事象等で企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため特に必要と認められる事項は、監査報告書に特記事項として記載するものとする。」(傍線筆者)

そして、「特記事項」についての実務指針である日本公認会計士協会(1992)の2項では、次のように記されており(3)、そこで問題になっている「偶発事象」については同8項(4)を、そして「後発事象」については同11項(5)を参照頂きたい。他方、[事例2-6]及び次節で示す岐センの2002年連結財務諸表についての監査報告書に対しては、日本公認会計士協会(1992)で想定されていなかった状況が実務上発生したので、上記の(1)を踏まえて、監査人が「特記事項」を記載した、という説明が可能である。

(3):「特記事項は、財務諸表に注記されている重要な偶発事象、後発事象等で会社の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため、監査人が特に必要と認める事項を監査報告書に重ねて記載することによって強調し、それによって利害関係者へ注意的情報又は警報的情報を提供するものである。」(傍線筆者)

(4):「偶発事象は、利益又は損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表

として、「注記事項（貸借対照表関係）5. 追加情報(2)「今後の当社経営改善に係る計画及び見通し」に記載のとおり」という形で、財務諸表の注記（[事例2-5]）が参照された上で、「同グループの支援の継続如何は、会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性がある」という記述が示されている。

[事例2-6]—山水電気の2002年監査報告書

「よって、私たちは、上記の財務諸表が山水電気株式会社の平成14年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

特記事項

注記事項（貸借対照表関係）5. 追加情報(2)「今後の当社経営改善に係る計画及び見通し」に記載のとおり、会社は、グランデ・グループの支援のもとで、経営構造改革に取り組んでいる。同グループの支援の継続如何は、会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性がある。」（傍線筆者）

そうすると、先ほど提示した問題、即ち、[事例2-4]に見られる「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」（傍線筆者）という記述の中の、「経営計画等」の「等」に、[事例2-3]に見られるような、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が含まれている、と解釈する以外に、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に

日現在既に存在しており、その不確実性が将来事象の発生すること又は発生しないことによって最終的に解消されるものをいう。このような偶発事象は偶発利益と偶発損失とに分類できる。」（傍線筆者）

(5):「注記の対象となる後発事象は、貸借対照表日後財務諸表作成日までに発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすものである。このうち特記事項の記載対象となる後発事象は、次期以後の財務諸表に著しく重要な影響を及ぼすものである。…」（傍線筆者）

重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が、[事例2-4]上の「追記情報」として、示される余地はあるのか、という問題については、次のことが言える。それは、2002年の監査基準の改訂前に公表された[事例2-6]に見られる、「同グループの支援の継続如何は、会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性がある」という記述を踏まえると、[事例2-6]だけではなく、[事例2-4]においても、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が、「追記情報」として示される余地がある、ということである。

他方、先ほど述べたように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で、[事例2-3]に示されているのであれば、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-3]に記載される必要はない。その意味で、「同グループの支援の継続如何は、当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります」という記述の代わりに、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-3]に示される余地はないので、[事例2-4]上の「追記情報」としても、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が示される代わりに、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、示される余地はない、ということになる。

(3) フレパー・ネットワークス株式会社の2005年個別財務諸表の注記及び監査報告書の分析

本節の(2)では、[事例2-6]だけではなく、[事例2-4]においても、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が、「追記情報」として示される余地

があることを指摘した。このことを踏まえた上で、次のフレパー・ネットワークス株式会社（以下、「フレパー・ネットワークス」とする）の2005年個別財務諸表の注記（継続企業の前提に関する注記）（〔事例2-7〕）、及び同社の2005年個別財務諸表についての監査報告書（〔事例2-8〕）を見てみよう。

〔事例2-7〕—フレパー・ネットワークスの2005年個別財務諸表の注記

「当社は、当事業年度に大幅な営業損失を計上し、また、営業キャッシュフローも大幅なマイナスの状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、新製品の開発を含めあらゆる角度から経営における構造改革を積極的に継続推進中であり、事業資金の安定調達、業務提携も視野に入れた経営の安定化に取り組んでおります。

特に「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性があります。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。」（傍線筆者）

〔事例2-8〕—フレパー・ネットワークスの2005年監査報告書

「当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フレパー・ネットワークス株式会社の平成17年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載の通り、会社は当事業年度に大幅な営業損失を計上し、また、営業キャッシュフローも大幅なマイナスの状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該注記において、会社は新製品開発を含めあらゆる角度から経営における構造改革を積極的に継続推進中であり、事業資金の安定調達、業務提携も視野に入れた経営の安定化に取り組んでいくが、特に「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性がある旨の記載が

ある。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

この〔事例2-7〕によると、(1):「当社」が「当事業年度に大幅な営業損失を計上」し、(2):「営業キャッシュフローも大幅なマイナスの状況」であることがわかる。この(1)~(2)で示されている状況は、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる状況ではあるが、この2つの状況には、「将来に発生する特定の事象が示されていない」ので、この2つの状況は、何かの「特定の事象が将来に発生すること」が想定されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」ではない。従って、〔事例2-7〕に見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況には、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、含まれないことになる。

そうすると、〔事例2-3〕及び〔事例2-5〕と同様に、〔事例2-7〕においても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈できる状況はあるのか、という問題が生じるが、この問題について、〔事例2-7〕中の、「特に「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性があります」(傍線筆者)という記述に注目してみよう。まず、この記述に見られる「「デジらく」事業」については、フレパー・ネットワークスの『有価証券報告書』(2005年版)の9頁に見られる「第一部【企業情報】第2【事業の状況】」の「3【対処すべき課題】」で、次のように記されている(〔事例2-9〕)。

[事例2-9]—フレパー・ネットワークスの「対処すべき課題」

「各事業及び部門の対処すべき課題は、以下のとおりです。

① 「デジらく」事業

当事業につきましては、次世代携帯・モバイル・小型記録媒体(メモリーカード等)の普及、ノンパッケージ販売への期待、個人情報漏洩問題の解消等デジタルコンテンツ配信を取り巻く状況は明らかに「デジらく」のコンセプトに流れており、プロモーション及びコンテンツの強化に重点を置き、流通革命を起こすべく、オンリーワン事業を目指し、当社の主事業として成長・拡大していきます。

また、販売台数は、月間100台ペースで順調に推移しております。

…]

次に、上記の「特に「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性があります」(傍線筆者)という記述に見られる、「「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何」という記述を踏まえると、[事例2-7]において、「会社の事業の継続性に影響を及ぼす」ところの「将来に発生する特定の事象」として、特に、(1):「デジらく」事業が「進展しない」という事象の発生可能性、及び(2):「第三者割当増資を含めた事業資金の調達」が「できない」という事象の発生可能性が、一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、次のことが言える。それは、2009年の監査基準の改訂後に公表された財務諸表の注記ではなく、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記である [事例2-7] において、そこに見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況に含まれないところの、「「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何」が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある、ということである。

このことを踏まえると、[事例2-7]においては、「「デジらく」事業の進展

ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性があります」という記述の代わりに、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、示される余地があるのか、という問題が生じるが、この問題について、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、「「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何」が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で、[事例2-7]に示されているのであれば、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-7]に記載される必要はない。その意味で、「「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性があります」という記述の代わりに、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-7]に、及び[事例2-8]上の「追記情報」として示される余地はなく、[事例2-7]及び[事例2-8]には、それぞれに見られるような、「「デジらく」事業の進展ならびに（並びに）第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性がある」旨が、示されればよいことになる。

他方、[事例2-8]においては、「追記情報」として、例えば、「「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性がある」という形で、「「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何」が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況は、示されておらず、[事例2-8]には、「特に「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性がある旨の記載がある」（傍線筆者）という記述が見られる。この記述の中の、「旨の記載がある」という記述については、次の問題が生じる。

それは、[事例2-7]に見られるような、「特に「デジらく」事業の進展な

らびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある旨の経営者の主張の正否にかかわらず、フレパー・ネットワークスの監査人（監査法人 大成会計社）は、[事例 2-8]において、「特に「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性がある旨の記載がある」（傍線筆者）と記載することができるため、[事例 2-8]を読む利害関係者には、「特に「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある旨の経営者の主張に、その監査人が同意しているかどうかはわからなくなる、という問題である。この問題について、[事例 2-8]においては、フレパー・ネットワークスの監査人は、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と判断した上で、「無限定適正意見」を表明している、と解釈することができるが、その監査人が、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と判断するに当たって、「「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性がある」ことを考慮しているならば、「「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性がある旨の記載がある」（傍線筆者）という記述ではなく、[事例 2-8]に見られるような、「「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性がある」という記述によって、「「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何」が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況が、[事例 2-8]上の「追記情報」として、示されればよいことになる。

3. 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が財務諸表の注記に示されている場合に一般に導かれること

前節の(1)～(3)の議論を踏まえると、次のことが導かれる。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、(1)：[事例2-1]に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況に含まれる場合でも、及び(2)：[事例2-3]及び[事例2-7]に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況に含まれない場合でも、そして、(3)：[事例2-5]においても、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、[事例2-1]、[事例2-3]、[事例2-5]、[事例2-7]に示されているのであれば、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、[事例2-1]、[事例2-3]、[事例2-5]、[事例2-7]に示される余地はなく、[事例2-1]、[事例2-3]、[事例2-5]、[事例2-7]のそれぞれが参照される監査報告書上の「追記情報」としても、示される余地はない、ということである。

以上のことから、次の考えが示唆される。それは、一般に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容が、財務諸表の注記に示されていれば、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、その財務諸表の注記に示される余地はなく、その財務諸表の注記が参照される監査報告書上の「情報提供」（例えば、「追記情報」や「特記事項」）としても示される余地はない、という考えである。

この考えを踏まえると、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈するが、(1)：2002年に改訂された監査基

準が適用される前に公表された、前節の(2)に示した〔事例2-5〕に見られるような、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」(傍線筆者)がある状況のように、「将来に発生する特定の事象」が「会社の事業の継続に影響を与える」旨が示されている状況だけではなく、(2):以下に示す、岐センの2002年連結財務諸表の「(重要な後発事象)」〔事例3-1〕に見られる「同改革計画」を、〔事例3-1〕中の文のつながりを考慮して、〔事例3-1〕中の「事業改革計画」を指している、と推察した上で、〔事例3-1〕に見られる「同改革計画に含まれる諸施策の成果の進展如何によっては翌連結会計年度以降の財政状態及び損益に重要な影響を及ぼす可能性がある」(傍線筆者)状況のように、「将来に発生する特定の事象」が「会社の事業の継続に影響を与える」旨が示されていない状況も、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈する論者がいる場合には、その論者に対しては、次のことが主張できる。それは、そのような「同改革計画に含まれる諸施策の成果の進展如何によっては翌連結会計年度以降の財政状態及び損益に重要な影響を及ぼす可能性がある」状況が、〔事例3-1〕に示されているのであれば、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、〔事例3-1〕に記載される必要はない、ということである。その意味で、「同改革計画に含まれる諸施策の成果の進展如何によっては翌連結会計年度以降の財政状態及び損益に重要な影響を及ぼす可能性がある」という記述の代わりに、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、〔事例3-1〕に示される余地はなく、〔事例3-1〕には、〔事例3-1〕に見られるような、「同改革計画に含まれる諸施策の成果の進展如何によっては翌連結会計年度以降の財政状態及び損益に重要な影響を及ぼす可能性がある」という記述が、示されればよいことになる。

〔事例3-1〕一岐センの2002年連結財務諸表一 (重要な後発事象)

「平成14年4月18日開催の当社取締役会において、平成14年4月から平成16年3月を対象期間として、金融機関と主力得意先の支援を受けながら、現状の岐阜工

場、穂積工場及び笠松工場の3工場体制より穂積工場及び笠松工場の2工場体制へ戦略的縮小を図り、不採算部門からの撤退、遊休土地の売却による有利子負債の圧縮、人員の削減等による固定費の圧縮を実現して赤字体質の抜本的改革を目指し、収益の確保できる事業構造への転換を図ること等を基本方針とする「事業改革計画」を決議している。

「事業改革計画」の実施に伴い、翌連結会計年度において、工場集約による工場建物、機械設備等の除却損5億円、退職金及び未認識退職給付会計基準変更時差異臨時償却等16億円を特別損失に計上する予定である。

同改革計画に含まれる諸施策の成果の進展如何によっては翌連結会計年度以降の財政状態及び損益に重要な影響を及ぼす可能性がある。」(傍線筆者)

次に、岐センの2002年連結財務諸表についての監査報告書を見てみよう（〔事例3-2〕）。この〔事例3-2〕には、岐センの2002年連結財務諸表の「追加情報の注記」（「追加情報 2. 事業改革」（〔事例3-3〕）が参照された上で、「岐セン株式会社及び連結子会社は赤字体質の抜本的改革を目指した事業改革を現在進行中である」という記述が見られる。また、〔事例3-2〕には、「特記事項」として、「重要な後発事象の注記」（〔事例3-1〕）が参照された上で、「平成14年4月18日開催の岐セン株式会社の取締役会」において、「事業改革計画」を決議している旨が示されているが、〔事例3-2〕中の文のつながりを考慮すると、〔事例3-2〕に見られる「同改革計画」は、この「事業改革計画」を指している、と推察される。

〔事例3-2〕—岐センの2002年監査報告書

「よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が岐セン株式会社及び連結子会社の平成14年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

特記事項

追加情報の注記に記載されているとおり、岐セン株式会社及び連結子会社は赤字体質の抜本的改革を目指した事業改革を現在進行中である。これに関して、重要な後発事象の注記に記載されているとおり、平成14年4月18日開

催の岐セン株式会社の取締役会において、平成14年4月から平成16年3月を対象期間として、金融機関と主力得意先の支援を受けながら、現状の岐阜工場、穂積工場及び笠松工場の3工場体制より穂積工場及び笠松工場の2工場体制へ戦略的縮小を図り、不採算部門からの撤退、遊休土地の売却による有利子負債の圧縮、人員の削減等による固定費の圧縮を実現して赤字体質の抜本的改革を目指し、収益の確保できる事業構造への転換を図ること等を基本方針とする「事業改革計画」を決議している。「事業改革計画」の実施に伴い、岐セン株式会社及び連結子会社は翌連結会計年度において、工場集約による工場建物、機械設備等の除却損5億円、退職金及び未認識退職給付会計基準変更時差異臨時償却等16億円を特別損失に計上する予定であるが、同改革計画に含まれる諸施策の成果の進展如何によっては翌連結会計年度以降の財政状態及び損益に重要な影響を及ぼす可能性がある。」(傍線筆者)

〔事例3-3〕一岐センの2002年連結財務諸表—追加情報 2. 事業改革

「当社及び連結子会社は赤字体質の抜本的改革を目指した事業改革を現在進行中である。

その内容は、採算性を重視した成約を行い、不採算部門の撤退と最適生産工場への集約化及び人員削減により原価圧縮を強力に実施し、金融機関及び主力得意先の支援を得て、利益体質を構築し経営基盤の安定化を早急に図るものである。

同改革計画に含まれる諸施策の成果の進展如何によっては当連結会計年度末以降の財政状態及び損益に重要な影響を及ぼす可能性がある。」

他方、〔事例3-1〕と同様に、〔事例3-2〕においても、「同改革計画に含まれる諸施策の成果の進展如何によっては翌連結会計年度以降の財政状態及び損益に重要な影響を及ぼす可能性がある」状況が示されているが、そうであれば、改めて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、〔事例3-2〕に記載される必要はない。そうすると、〔事例3-1〕と同様に、〔事例3-2〕においても、「同改革計画に含まれる諸施策の成果の進展如何によっては翌連結会計年度以降の財政状態及

び損益に重要な影響を及ぼす可能性がある」という記述の代わりに、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、示される余地はなく、[事例3-2]には、[事例3-2]に見られるように、「同改革計画に含まれる諸施策の成果の進展如何によっては翌連結会計年度以降の財政状態及び損益に重要な影響を及ぼす可能性がある」という記述が、示されればよいことになる。

4. 開示制度及び監査制度の評価

(1) 2009年の監査基準の改訂前の開示制度の評価

それでは、財務諸表の注記に示されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、2009年の監査基準の改訂前の開示制度及び監査制度において考慮されていたのだろうか。本節では、この問題を踏まえて、2009年の監査基準の改訂前の開示制度及び監査制度を評価する。

まず、2009年の監査基準の改訂前の開示制度として、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」とする）（2002年10月18日改正）の第8条の14（[制度4-1]⁶⁾、及び日本公認会計士協会（2002b）の「6. 継続企業の前提に関する注記」（[制度4-2]）を見てみよう。

(1)：この[制度4-1]においては、「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提…に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合」に、「注記しなければならない」事項が示されており、(2)：[制度4-2]においては、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合」に、「財務諸表に注記」する事項が示されている。

6)「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2002年10月18日改正）の第15条の9では、本文に示した財務諸表等規則第8条の14の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が記されている。

〔制度4-1〕—財務諸表等規則，第8条の14

「貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」（傍線筆者）

〔制度4-2〕—日本公認会計士協会（2002b），6．継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に係る事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」（傍線筆者）

この〔制度4-1〕及び〔制度4-2〕において、財務諸表の注記に示されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は考慮されているのか、という問題について、まず、〈1〉：財務諸表の注記に示されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」

状況を生み出す原因となる場合、即ち、「継続企業の前提が疑わしい」状況に、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が含まれる場合について、第2節の(1)では、[事例2-1]において、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況に、「十分な資金調達が難しい」状況、という形で特定される、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が含まれる旨を指摘した。

ここで、上記の「十分な資金調達が難しい」状況は、(1)：[制度4-1]に見られる「当該事象又は状況」、即ち、「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提…に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」、及び(2)：[制度4-2]に見られる「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に該当するので、一般的には、次のことが言える。それは、財務諸表の注記に示されている、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれるところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、①：[制度4-1]に見られる「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提…に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」、及び②：[制度4-2]に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に該当することになる、ということである。

次に、(2)：財務諸表の注記に示されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因とならない場合、即ち、「継続企業の前提が疑わしい」状況に、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が含まれない場合について、[1]：第2節の(2)では、[事例2-3]において、そこに見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況に含まれないところの、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生す

る可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある旨を指摘した。また、[2]：第2節の(3)では、[事例2-7]において、そこに見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況に含まれないところの、「「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何」が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある旨を指摘した。

ここで、(1)：[制度4-1]には、「注記しなければならない」事項として、「当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」が示されているだけであり、(2)：[制度4-2]には、「財務諸表に注記」する事項として、「当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容」が示されているだけである。従って、前段落で示したような、①：「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、及び②：「「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何」が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況は、[制度4-1]及び[制度4-2]において、明確に示されているとは言えないことになる。

このことを踏まえると、一般的には、次のことが言える。それは、財務諸表の注記に示されている、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれないところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[制度4-1]及び[制度4-2]において、明確に示されているとは言えない、ということである。

次に、日本公認会計士協会(2002b)の「参考文例」を見てみよう([制度

4-3]。この[制度4-3](1)~(3)には、「継続企業の前提が疑わしい」状況([制度4-3](1)~(3)に見られる記述を用いれば、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況(※))に含まれる状況についても、※に含まれない状況についても、「将来に発生する特定の事象」が「会社の事業の継続に影響を与える」旨を示した記述がないことを踏まえると、[制度4-3](1)~(3)には、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容は示されていない、ということになるが、他方で、[制度4-3](1)~(3)に見られる何かの記述について、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によって特定しようとする論者がいるかもしれない。

そのような論者に対しては、前節で示した考えを用いて、次のことが主張できる。それは、その論者が、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容は、[制度4-3](1)~(3)に示されていることになるので、[制度4-3](1)~(3)においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がない、ということである。

[制度4-3]—日本公認会計士協会(2002b)、参考文例

(1):「[連結財務諸表注記 文例1]

当グループは、当連結会計年度において、〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社に¹対し〇〇億円の第三者割当て増資を平成〇年〇月を²目途に計画していますが、先方からの回答期日は平成〇年〇月〇日になっております。また、主力金融機関に対しては〇〇億円の債務免除を要請しており、平成〇年〇月〇日に実行される予定になっています。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

(2): 「[連結財務諸表注記 文例2]

当グループは、〇〇株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は〇〇百万円であり、売上高全体の〇〇%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成〇年〇月となっています。なお、この〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降には、〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。この新たなフランチャイズ契約の締結では、広告宣伝関連費用が前期〇%増加し、また、売上高は前期比〇%の減少が見込まれますが、来期の営業損益に与える影響は〇〇百万円と予想されます。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

(3): 「[財務諸表注記 文例3]

当社は、前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、不採算部門の〇〇事業からの撤退を〇年〇月を目途に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により〇〇名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の〇%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに〇〇億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

(2) 2009年の監査基準の改訂前の監査制度の評価

続いて、2009年の監査基準の改訂前の監査制度を評価する。まず、(1): 日本公認会計士協会(2003a)の20項を見てみよう([制度4-4])。この[制度4-4]においては、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」に、監

査人が、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑義に関する事項の注記が適切である」と判断したときに、「追記情報」として記載される事項が示されている。また、(2)：日本公認会計士協会(2003b)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1) 連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提(イ) 追記情報の内容」においては、以下のような「(継続企業の前提に関する追記情報の文例)」〔制度4-5〕が示されている。

〔制度4-4〕—日本公認会計士協会(2003a), 20項

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合において、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑義に関する事項の注記が適切であると判断したときは、無限定適正意見を表明し、監査報告書に追記情報として次の事項を記載する。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容
- (2) 継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨
- (3) 当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨
- (4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨 (傍線筆者)

〔制度4-5〕—日本公認会計士協会(2003b), (継続企業の前提に関する追記情報の文例)

「追記情報
 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は………の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

この〔制度4-4〕及び〔制度4-5〕において、財務諸表の注記に示されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生す

る可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は考慮されているのか、という問題について、まず、〈1〉：財務諸表の注記に示されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる場合、即ち、「継続企業の前提が疑わしい」状況に、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が含まれる場合について、本節の(1)で示したところの、「十分な資金調達が難しい」状況は、(1)：[制度4-4]に見られる、「追記情報」として記載される事項である「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に該当し、また、(2)：[制度4-5]に見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる、「………の状況」に該当し得るので、一般的には、次のことが言える。それは、財務諸表の注記に示されている、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれるところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、①：[制度4-4]に見られる、「追記情報」として記載される事項である、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に該当し⁷⁾、②：[制度4-5]に見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる、

7) 日本公認会計士協会(2002a)の20項(坂柳(2014.77)の[制度2-1]を参照)においても、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」に、監査人が、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑義に関する事項の注記が適切である」と判断したときに、「追記情報」として記載される事項が示されている。その事項として、日本公認会計士協会(2002a)の20項では、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」が示されているが、本文で述べたところの、財務諸表の注記に示されている、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれるところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、日本公認会計士協会(2002a)の20項に見られる、「追記情報」として記載される事項である、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に該当する。

「……………の状況」に該当し得ることになる、ということである。

次に、〈2〉：財務諸表の注記に示されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因とならない場合、即ち、「継続企業の前提が疑わしい」状況に、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が含まれない場合について、本節の(1)で示したところの、(1)：「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、及び(2)：「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況については、次のことが言える。それは、この(1)～(2)で示されている状況は、①：[制度4-4]に見られる、「追記情報」として記載される事項である「当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨」(傍線筆者)、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に対する「経営計画等が注記されている旨」の中の「経営計画等」の「等」に含まれている、と解釈することができる⁸⁾、また、②：[制度4-5]に見られる「当該状況」に対する「経営計画等」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる、「……………の状況」に対する「経営計画等」の「等」に含まれている、と解釈することができる、ということである。

8) 脚注7で述べたように、日本公認会計士協会(2002a)の20項においては、「追記情報」として記載される事項が示されており、その事項として、日本公認会計士協会(2002a)の20項では、「当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨」が示されているが、本節の(1)で示したところの、(1)：「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、及び(2)：「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況は、上記の「追記情報」として記載される事項である、「当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨」(傍線筆者)、即ち、日本公認会計士協会(2002a)の20項で示されている、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に対する「経営計画等が注記されている旨」の中の「経営計画等」の「等」に含まれている、と解釈することができる。

ある。

このことを踏まえると、一般的には、次のことが言える。それは、財務諸表の注記に示されている、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれないところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[1]:[制度4-4]に見られる、「追記情報」として記載される事項である「当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨」(傍線筆者)、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に対する「経営計画等が注記されている旨」の中の「経営計画等」の「等」に含まれている、と解釈することができ、[2]:[制度4-5]に見られる「当該状況」に対する「経営計画等」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況を生み出す原因となる、「………の状況」に対する「経営計画等」の「等」に含まれている、と解釈することができる、ということである。しかし、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[制度4-4]及び[制度4-5]においては、上で示した「経営計画等」の「等」という形でしか表されないことがわかる。

他方、第2節の(2)においては、(1):「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が、[事例2-4]において、「追記情報」として示される余地がある旨を指摘した。また、第2節の(3)においては、(2):「「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何」が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況が、「「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性がある旨の記載がある」(傍線筆者)という記述ではなく、[事例2-8]に見られるような、「「デジらく」事業の進展並びに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何によっては、会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性がある」という記述によって、[事例2-8]上の「追記情報」として、示されればよいことになる旨を指摘した。

ここで、前段落で述べたことを踏まえると、[制度4-5]については、次の問題が指摘できる。それは、上記の、(1):「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、及び(2):「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何」が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況のような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、[制度4-5]に示されている「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」(傍線筆者)という記述(※)の中の、「経営計画等」の「等」に含まれている、と解釈しても、この※の中の「経営計画等」を見ただけでは、その「経営計画等」の「等」が何を指しているのかわからなくなる、という問題である⁹⁾。この問題を解決するためには、上記の※の中の「経営計画等」の「等」を用いずに、上記の(1)~(2)で示されている状況のような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を示すことを可能にするための文例が、整備される必要がある。

5. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿の第1節では、2009年の監査基準の改訂前において、「会社の事業の継

9) 第2節の(2)で示した[事例2-3]に見られる、「グランデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況が、第2節の(2)で示した[事例2-4]に見られる、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」(傍線筆者)という記述の中の、「経営計画等」の「等」に含まれている、と解釈しても、[事例2-4]については、この記述の中の「経営計画等」を見ただけでは、その「経営計画等」の「等」が何を指しているのかが、[事例2-4]を読む利害関係者にはわからなくなる、という問題が生じる。

続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、坂柳（2016, 128-129）で述べた意味で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される場合に限って想定する意味があるのか、という疑問を踏まえて、次の問題を提示した。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される余地がなくても、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定する余地があるのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、第2節では、以下のことが示された。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-1]、[事例2-3]、[事例2-5]、[事例2-7]に示される余地はなくても、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、①：第2節の(1)で示した[事例2-1]においては、「十分な資金調達難しい」状況、という形で特定され、②：第2節の(2)で示した[事例2-3]及び[事例2-5]においては、「グラデ・グループ」の「支援の継続如何」が「当社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定され、そして、③：第2節の(3)で示した[事例2-7]においては、「「デジらく」事業の進展ならびに第三者割当増資を含めた事業資金の調達如何」が「会社の事業の継続性に影響を及ぼす可能性」がある状況、という形で特定される、ということである。

このように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地はなくても、その財務諸表の注記において、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が特定される場合があるので、その特定され

る内容を一般的に表すために、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定する余地があることになる。このことが、本稿の結論である。

この結論を踏まえると、2009年の監査基準の改訂前において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、第1節に示した坂柳（2016, 128-129）で述べた意味で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される場合に限って想定する意味がある旨の主張は、誤りであることがわかる。本稿の1つ目の貢献は、この主張が誤りであることを示したことである。

一方、第2節の(1)~(3)の議論を踏まえると、次のことがわかる。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、[事例2-1]、[事例2-3]、[事例2-5]、[事例2-7]のそれぞれに示されているのであれば、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、[事例2-1]、[事例2-3]、[事例2-5]、[事例2-7]のそれぞれに示される余地はなく、[事例2-1]、[事例2-3]、[事例2-5]、[事例2-7]のそれぞれが参照される監査報告書上の「追記情報」としても、示される余地はない、ということである。このことから、第3節では、次の考えが示唆されることを指摘した。

それは、一般に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容が、財務諸表の注記に示されていれば、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、その財務諸表の注記に示される余地はなく、その財務諸表の注記が参照される監査報告書上の「情報提供」としても、示される余地はない、という考えである。本稿の2つ目の貢献は、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、採用される余地がある、

上記の考えを導いたことである。

他方、第4節では、2009年の監査基準の改訂前の開示制度及び監査制度を評価した。まず、第4節の(1)では、[制度4-3] (1)~(3)に見られる何かの記述について、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によって特定しようとする論者に対して、前段落で言及したところの、第3節で示した考えを用いて、その論者が、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容は、[制度4-3] (1)~(3)に示されていることになるので、[制度4-3] (1)~(3)においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がない、ということが主張できる旨を述べた。

また、①：第4節の(1)では、一般的に、財務諸表の注記に示されている、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれるところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、[1]：[制度4-1]に見られる「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提…に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」、及び[2]：[制度4-2]に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に該当することになる旨を示し、第4節の(2)では、[1]：[制度4-4]に見られる、「追記情報」として記載される事項である「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に該当し、[2]：[制度4-5]に見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる、「……………の状況」に該当し得ることになる旨を示した。以上のことは、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、(1)：[制度4-1]及び[制度4-2]について言えば、財務諸表の注記に示される、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況、という形で、及び(2)：[制度4-4]について言えば、財務諸表の注記が参照される監査報告書上の「追記情報」として示される、「継続企業の

前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況，という形で表されてしまうために，また，(3)：[制度4-5]について言えば，「……………の状況」としてしか表されないために，2009年の監査基準の改訂前には，学界及び実務界に共有される概念にはなりにくかったことを示唆している。

他方，②：第4節の(1)では，一般的に，財務諸表の注記に示されている，「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれないところの，「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が，[制度4-1]及び[制度4-2]において，明確に示されているとは言えない旨を示した。また，第4節の(2)では，一般的に，財務諸表の注記に示されている，「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれないところの，「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の，「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が，[1]：[制度4-4]に見られる，「追記情報」として記載される事項である「当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨」（傍線筆者），即ち，「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に対する「経営計画等が注記されている旨」の中の「経営計画等」の「等」に含まれている，と解釈することができ，[2]：[制度4-5]に見られる「当該状況」に対する「経営計画等」，即ち，「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる，「……………の状況」に対する「経営計画等」の「等」に含まれている，と解釈することができる旨を示した。このように，上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が，(1)：2009年の監査基準の改訂前の開示制度において明確に示されているとは言えないこと，及び(2)：その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は，上記の「経営計画等」の「等」に含まれている，と解釈することはできるものの，その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は，上記の「経営計画等」の「等」という形でしか表されないことも，上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が，2009年の監査基準の改訂前には，学界及び実務界に共有される概念にはなりにくかったことを示唆し

ている。

以上に示した、2つ前の段落の①と前段落の②で言及したような、財務諸表の注記に示されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、2009年の監査基準の改訂前には、学界及び実務界に共有される概念にはなりにくかったこと（※）を踏まえると、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地はなくても、その財務諸表の注記において、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が特定される場合があるので、その特定される内容を一般的に表すために、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定する余地があることを、結論として述べた本稿からは、次の2つのことが導かれる。1つ目は、(1): 上記の※があったとしても、財務諸表の注記に示されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、2009年の監査基準の改訂後にしか想定できない旨の主張は、誤りである、ということである。そして、2つ目は、(2): 上記の※があったとしても、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨ではなく、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」のうち、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれないところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、財務諸表の注記に、及びその財務諸表の注記が参照される監査報告書上の「追記情報」（一般的には、「情報提供」）として示すことができるように、将来の開示制度及び監査制度が設計される余地がある、ということである。以上の(1)~(2)で述べたことを導いたことが、本稿の3つ目の貢献である。

それでは、本稿で述べたような、財務諸表の注記に示されているところの、

「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、例えば、AICPA (1988), AICPA (2012), IFAC (2009), IFAC (2015)において、想定される余地はあるのだろうか。この疑問に答えることによって、上記の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、依拠できる概念であるのかどうかを明らかにすることが、今後の課題である。

[引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern* (Redrafted), July 2012.

IFAC (2009), International Federation of Accountants (IFAC), International Standard on Auditing (ISA) 570, *Going Concern*, in: Handbook of International Standards on Auditing and Quality Control, 2009 Edition, New York: IFAC, April 2009.

IFAC (2015), IFAC, ISA 570 (Revised), *Going Concern*, January 2015.

企業会計審議会 (2009), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2014), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(1)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第65巻第2・3合併号, 2014年12月.

坂柳 (2016), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(7)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第67巻第2・3合併号, 2016年12月.

日本公認会計士協会 (1992), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第2号 (中間報告), 「特記事項」, 1992年11月11日.

日本公認会計士協会 (2002a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告), 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2002年7月29日.

日本公認会計士協会 (2002b), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2002年11月6日.

日本公認会計士協会 (2003a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告), 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2003年1月16日改正.

日本公認会計士協会 (2003b), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針 (中間報告)」, 2003年1月31日.

日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書 (序), 「監査基準委員会報告書の体系及び用語」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会 (2011b), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書570, 「継続企業」, 2011年12月22日.